

高所作業車運転 技能講習

【14時間コース】

～ 自動車免許所有者等対象 ～

●高所作業車が開発され、ハシゴに比べて作業効率は著しく向上しました。しかし、「転倒事故」や「挟まれ事故」など重大災害が毎年発生しています。

●高さ 10m以上の高所作業車を、無資格者が運転すると罰則の適用があります。

【労働安全衛生法第61条、罰則:労働安全衛生法第119条・120条（6ヶ月以下の懲役や50万円以下の罰金）】

●この法定登録講習を、裏面のとおり開催しますので、積極的な受講をご案内します。



※お申し込みは、大阪労働基準連合会のホームページをご覧ください。

厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関〈登録第1号〉
公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪府中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階 TEL 06-6942-7401



平成30年度

◀ 講習日程 ▶

講習申込みは、講習実施月の3か月前の10日から開始します。10日が土日祝日の場合は翌平日となります。

※日付に線が引かれた講習は満員となり受付終了した講習です。

平成30年									平成31年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			11~12 水 木			29~30 月 火				14~15 木 金	

2017.12.15 更新

「高所作業車運転技能講習」～14時間コース～ 開催のご案内

大阪労働局長登録教習機関(登録第1号)

登録満了日 平成31年3月30日

公益社団法人 大阪労働基準連合会

本講習は、労働安全衛生法第61条に基づく高さ10m以上の高所作業車を運転するための資格を取得するための講習です。

次の要領で「高所作業車運転技能講習」を開催しますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

1 受講対象者 次のいずれかに該当する者

(1)建設機械施工技術検定に合格した者

(2)大型特殊・大型・中型・準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者

(3)フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者

2 受講料金

●受講料金(テキスト代含む) **39,650円**

内訳【受講料 35,000円・消費税 2,800円、テキスト代 1,850円(税込)】

※振込の場合

三井住友銀行 京阪京橋支店(店番 139) 普通 1741405 公益社団法人大阪労働基準連合会

3 講習科目及び時間

※時間割は都合により振替わることがあります。

講習日程	時間割	科目
第1日目	8:30～9:30	関係法令
	9:40～11:40	高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識
	12:30～17:40	高所作業車の作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識
	17:50～18:55	学科試験
第2日目	8:30～15:40	実技講習 高所作業車の作業のための装置の操作
	15:50～17:20	実技試験

4 講習会場

(学科) (株)アイチ研修センター3階会議室

(実技) 同センター構内講習場所

大阪市淀川区田川3-9-56

※JR神戸線 東海道線 塚本駅下車 徒歩15分

5 定員

30名(定員になり次第締め切ります)

6 修了証の交付

所定の科目を受講し修了試験合格者に、最終日にお渡します。